

お客様各位

株式会社リコー

リコー製 LED 照明をご利用いただいているお客様へ

謹啓

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

また貴社におかれましては、リコー製 LED 照明(CLARTE P シリーズ、RICOH LED M シリーズ、RICOH LED L シリーズ、RICOH LED D シリーズ) をご利用頂いており重ねて御礼申し上げます。

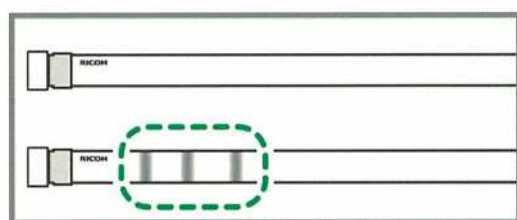
2012 年 1 月から 2019 年 3 月まで販売しておりましたリコー製 LED 照明におきまして、保証期間を過ぎ長期間ご使用いただいている場合、経年劣化により LED 照明の点灯回路や電子部品の故障が原因で一部不点灯やちらつきなどの症状が発生し、稀に外観が黒くなる事象が確認されております。

この事象は故障した LED 照明(下記イラスト参照)を照明器具に設置したまま電気を供給し続けることで、発熱し外観が黒く変色する事象です。さらに使い続けると稀に発煙する場合がございます。

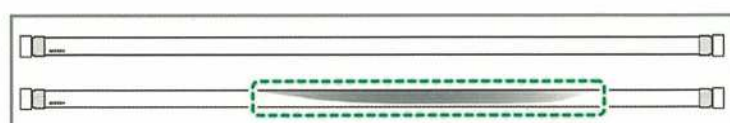
なお、外装カバーに難燃性の高いポリカーボネート (UL94 V-0) を使用しておりますので、この事象により延焼することはありません。

一般的な LED 照明と同様、長期間のご使用による部品の劣化やご使用環境など様々な要因で故障が発生します。下記イラストのような事象が見られる場合には LED 照明は故障しておりますので、速やかにご利用を中止し照明器具から取り外していただきますようお願いいたします。このような事象が発生する前に、長期間ご使用の LED についてはお買い替えをご検討ください。

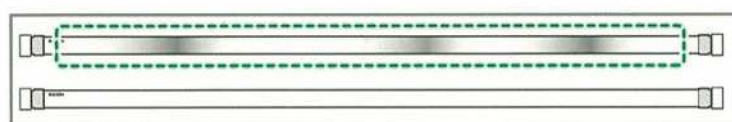
【故障した LED 照明のイラスト】



□部の LED 素子が 3 個不点灯になっている



□部が不点灯あるいは暗く点灯



□部内の 3 ブロックが不点灯になっている

今後の LED 照明の更新などのご用命がありましたら貴社ご担当の営業へご連絡いただければ幸いです。

また、お客様のリコー製 LED 照明のご利用状況を把握するため、弊社より以下二点について確認の電話をさせていただくことがあります。ご面倒をお掛けいたしますが、どうぞよろしくお願いいたします。

① リコー製 LED 照明は現在もご使用されていらっしゃいますか？

【回答例： ご使用中 or 一部交換済み or 全数交換済み or 保管している 】

② ご使用中のリコー製 LED 照明で本文中に記載の故障はございませんでしょうか？

【回答例： 特に故障は無い or 故障がある（不点灯・ちらつき・外装カバー変色・その他） 】

本件につきましてご質問などございましたら、下記のお問い合わせ先またはリコーホームページのお問い合わせページよりご連絡いただければご回答申し上げます。

なお、お問い合わせをいただきましてから、ご回答に数日間お時間をいただく場合がございますことご了承ください。

また、別紙 1「難燃性規格について」、別紙 2「照明器具に関する注意事項」も併せてご参照ください。

リコーホームページ(<https://www.ricoh.co.jp/support/products/led/information>)「商品ページ」に詳細内容を掲載しております。



QR コードからもリコーホームページへアクセスできます。

謹白

本件に関するお問い合わせ先

お客様専用窓口

・電話番号：0120-345-649（フリーダイヤル）

・受付時間：平日（月～金）9 時～17 時（祝祭日、弊社休業日を除く）

※ご注意ください

お問い合わせ受付期間：2024 年 9 月 19 日（木）～ 11 月 29 日（金）までとなります

※上記の期間以降はホームページまたは貴社ご担当の営業までお問い合わせください。

【別紙 1】難燃性規格について

ポリカーボネートは、プラスチックの一種です。

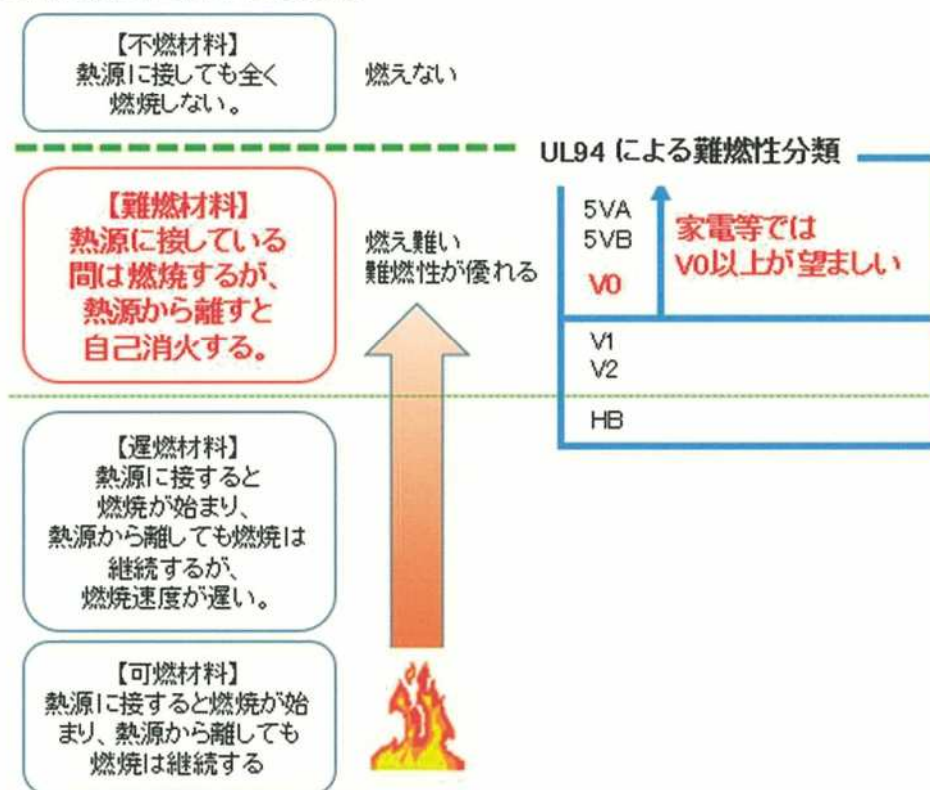
直管形LED照明に使用するプラスチックの難燃性は法律で規制されるものではありません。

しかしながらリコー製のLED照明は、プリンタなどの一般電気・電子製品に対する規制と同等レベルの安全性を確保するという設計ポリシーのもと、LED照明業界でトップレベルの難燃性プラスチック材(UL94 V0)を採用しています。

それにより万が一が部品等が破損した場合でも、自己消火性があるため発火・延焼に至ることはありません。

※UL94：米国の民間検査機関ULが定めた燃焼性（材料の燃え難さの度合い）の規格

材料の燃えやすさによる分類



<参考>難燃性試験とV0の判定基準

1. 試験方法

- (1) 垂直に保持した試料の下端に 10 秒間ガスバーナーの炎を接炎させる。
- (2) 燃焼が 30 秒以内に止まったならば、さらに 10 秒間接炎させる。

2. 判定基準

- (1) いずれの接炎の後も、10 秒以上燃焼を続ける試料がない。
- (2) 5 個の試料に対する 10 回の接炎に対する総燃焼時間が 50 秒を超えない。
- (3) 固定用クランプの位置まで燃焼する試料がない。
- (4) 試料の下方に置かれた脱脂綿を発火させる 燃焼する粒子を落下させる試料がない。
- (5) 2 回目の接炎の後、30 秒以上赤熱を続ける試料がない。

【別紙 2】 照明器具に関する注意事項

照明器具には寿命がございます。

故障などで突然、照明器具が使用できなくなりますと日々の活動に大きな影響を及ぼしますので、定期的な点検・交換をおすすめいたします。

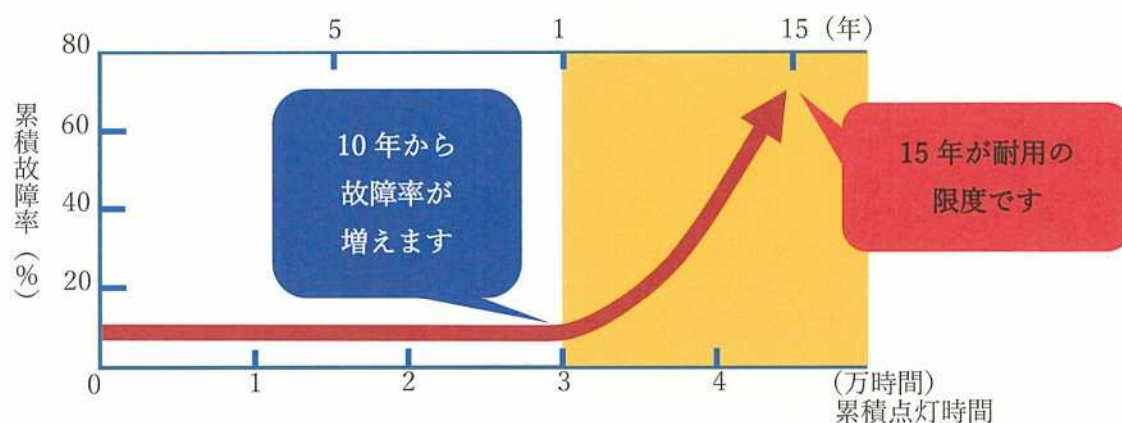
一般社団法人日本照明工業会（JLMA）は、以下のように説明しております。

※ http://www.jlma.or.jp/shisetsu_renew/anzen/anzen1.html

照明器具の交換目安は約10年です。

古くなった照明器具は早めに取り換えるのが一番ですが、JIS（日本産業規格）では、交換の目安を約10年としています。

●照明器具の累積故障率 累積点灯年数（10時間/日、年間3,000時間点灯）



JIS C 8105-1「照明器具・第1部：安全性要求事項通則 解説」解説図5に基づき作成

※照明器具の交換目安は、蛍光灯からLEDランプに置換えた場合も同様とお考えください。

※安定器の劣化により、異音・点灯時ちらつく・点灯が遅い・暗く点灯する場合がありますが、突然、不点灯になる場合もございます。

ご使用期間が10年以上の照明器具は器具一体型照明（ベースライト）導入の検討をおすすめ致します。

一般社団法人日本照明工業会は安定器だけではなく、器具、ソケット、内部電線の定期的な点検・交換もお願いしています。